

20.7.16

学科長会議

東京医療保健大学医療保健学部学生の卒業研究
に係る研究倫理審査に関する申し合わせ

1. 卒業研究に係る研究倫理審査については、「ヒトに関する研究倫理委員会規程」及び「個人情報保護に関する規程」に定めるほか、この申し合わせにより実施する。
2. 卒業研究に係る研究倫理審査に該当する卒業研究について、次のものとする。
 - (1) 卒業研究の対象は本学教職員または本学学生とするものであること。
 - (2) 卒業研究の内容が、体内への薬物等の注入・接種等の医療行為を伴わない研究及び安全性が確保される研究であること。
 - (3) 卒業研究に関するデータについて収集段階から匿名性及び任意性が確保されていること。
 - (4) 以上に定めるほか、ヒトに関する研究倫理委員会委員長が卒業研究に係る研究倫理審査に該当する卒業研究であると認めるもの。
3. 学生が卒業研究に係る研究倫理審査申請を行う場合には「ヒトに関する研究倫理委員会規程」第2条別紙様式1に定める「ヒトに関する研究倫理審査申請書」を指導教員を通じて各学科長に提出することとする。
4. 各学科長は、前項により提出された申請書について、学科内で審査を行い、その内容を可とする場合には、ヒトに関する研究倫理委員会委員長の決裁を経た後、承認することとする。